

改正案	現行
<p>第一条から第十一条まで（現行のとおり） （東京都自然環境保全審議会） 第十二条（現行のとおり）</p> <p>2 審議会は、知事の諮問に応じ、自然の保護と回復に関する次に掲げる事項を調査審議する。 一及び二（現行のとおり）</p> <p>三 第三十九条第一項の東京都希少野生動植物種及び第四十三条第一項の東京都希少野生動植物保護区並びに第四十四条の保護増殖事業に関すること。</p> <p>四 第四十七条第三項（第四十八条第三項及び第四十九条第三項において準用する場合を含む。）の許可に關すること。</p> <p>五 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）及び温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）の規定によりその権限に属する事項に關すること。</p> <p>六 東京都自然公園条例（平成十四年東京都条例第号）の規定によりその権限に属する事項及び自然公園法（昭和三十三年法律第六十一号）第十二条第四項</p>	<p>第一条から第十一条まで（略） （東京都自然環境保全審議会） 第十二条（略）</p> <p>2 審議会は、知事の諮問に応じ、自然の保護と回復に関する次に掲げる事項を調査審議する。 一及び二（略）</p> <p>三 第四十七条第三項（第四十八条第三項及び第四十九条第三項において準用する場合を含む。）の許可に關すること。</p> <p>四 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）及び温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）の規定によりその権限に属する事項に關すること。</p> <p>五 第三十九条第一項の東京都希少野生動植物種及び第四十三条第一項の東京都希少野生動植物保護区並びに第四十四条の保護増殖事業に関すること。</p>

の国定公園に関する公園事業に関すること。

七 前各号に掲げるもののほか、重要事項に関すること。

3 から9まで (現行のとおり)

第十三条から第十六条まで (現行のとおり)

(保全地域の指定)

第十七条 (現行のとおり)

2 自然公園法第二条第一号に規定する自然公園の区域は、前項第一号に規定する自然環境保全地域の区域に含まれないものとする。

3 から10まで (現行のとおり)

第十八条から第三十三条まで (現行のとおり)

(土地の買入れの義務)

第三十四条 (現行のとおり)

2 都は、東京都自然公園条例第十一条第一項の規定により指定された都立自然公園の特別地域内の土地でその区域の自然の保護のために特に必要があると認めるものについて、その所有者から、同条例第十二条第一項の許可を得ることができないため、その土地の利用に著しい支障を来すこととなることにより、その土地を都において買い入れるべき旨の申出があった場合においては、これ

六 前各号に掲げるもののほか、重要事項に関すること。

3 から9まで (略)

第十三条から第十六条まで (略)

(保全地域の指定)

第十七条 (略)

2 自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)第二条第一号に規定する自然公園の区域は、前項第一号に規定する自然環境保全地域の区域に含まれないものとする。

3 から10まで (略)

第十八条から第三十三条まで (略)

(土地の買入れの義務)

第三十四条 (略)

2 都は、東京都立自然公園条例(昭和三十三年東京都条例第十七号)第十三条の規定により指定された東京都立自然公園の特別地域内の土地でその区域の自然の保護のために特に必要があると認めるものについて、その所有者から、同条例第十五条第一項の許可を得ることができないため、その土地の利用に著しい支障を来すこととなることにより、その土地を都において買い入れるべき旨

<p>を買い入れるものとする。</p> <p>3 (現行のとおり)</p> <p>第三十五条から第五十五条まで (現行のとおり)</p> <p>(適用除外)</p> <p>第五十六条 第四十七条及び第四十八条の規定は、次の各号に掲げる行為については、適用しない。</p> <p>一 (現行のとおり)</p> <p>二 自然公園法第十七条第三項若しくは第十八条第三項の許可に係る行為、同法第十七条第九項第二号若しくは第十八条第八項第二号に掲げる行為若しくは同法第四十条の協議に係る行為又は東京都自然公園条例第十二条第一項の許可に係る行為若しくは同条第六項第二号に掲げる行為</p> <p>三から五まで (現行のとおり)</p> <p>六 自然公園法又は東京都自然公園条例による公園事業の施行として行う行為</p> <p>七及び八 (現行のとおり)</p> <p>第五十七条から第六十八条まで (現行のとおり)</p>	<p>の申出があつた場合においては、これを買入れ入れるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第三十五条から第五十五条まで (略)</p> <p>(適用除外)</p> <p>第五十六条 第四十七条及び第四十八条の規定は、次の各号に掲げる行為については、適用しない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 自然公園法第十七条第三項若しくは第十八条第三項の許可に係る行為、同法第十七条第九項第二号若しくは第十八条第八項第二号に掲げる行為若しくは同法第四十条の協議に係る行為又は東京都立自然公園条例第十五条第一項の許可に係る行為若しくは同条第五項第二号に掲げる行為</p> <p>三から五まで (略)</p> <p>六 自然公園法又は東京都立自然公園条例による公園事業の施行として行う行為</p> <p>七及び八 (略)</p> <p>第五十七条から第六十八条まで (略)</p>
---	---